

株式移転に係る事前開示書面

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条に基づく開示事項)

2024 年 5 月 30 日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

2024年5月30日

株式移転に係る事前開示書面

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町
659番地烏丸中央ビル
フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
代表取締役会長兼社長 澤田 大輔

当社は、2024年5月14日付で作成した株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」といいます。）に基づき、2024年10月1日を効力発生日（予定）として、単独株式移転の方法により、当社を株式移転完全子会社、新たに設立するAIフュージョンキャピタルグループ株式会社（以下「持株会社」といいます。）を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式移転に際し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式移転計画の内容

本株式移転計画書の内容は、別紙「株式移転計画書（写）」のとおりです。

2. 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまが保有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。このため、第三者機関による株式移転交換比率の算定は行っておりません。

本株式移転により、持株会社が交付する株式数は8,902,600株となる予定ですが、本株式移転の効力発生前に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する株式数は変動いたします。

なお、本株式移転の効力発生前において当社が保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、当社は、一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、当該持株会社株式については、効力発生前後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに資本政策等に照らして相当であると判断しております。

3. 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事象はありません。

以上

(別紙)

株式移転計画書 (写)

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 (以下「当会社」という。)は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「持株会社」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

第1条 (持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙「AI フュージョンキャピタルグループ株式会社定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

持株会社の商号は、「AI フュージョンキャピタルグループ株式会社」とし、英文では、「AI FUSION CAPITAL GROUP CORP.」と表示する。

(3) 本店の所在地

持株会社の本店の所在地は東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区紀尾井町4番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、1,800万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙「AI フュージョンキャピタルグループ株式会社定款」記載のとおりとする。

第2条 (持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

1. 持株会社の設立時取締役(設立時監査等委員である者を除く。)の氏名は、次のとおりとする。

取締役 澤田 大輔

取締役 金 一寿

取締役(社外取締役) 久保 隆

取締役(社外取締役) 加來 武宜

2. 持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役(社外取締役) 松本 高一

取締役(社外取締役) 砂田 有史

取締役(社外取締役) 蒲生 武志

3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

HLB Meisei 有限責任監査法人

第3条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 持株会社は、本株式移転に際して、当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における当会社の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当社が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 持株会社は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する当会社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条 (持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

資本金の額

100,000,000円

資本準備金の額

持株会社の設立時における資本準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い当社が別途定める。

利益準備金の額

0円

第5条 (持株会社の成立の日)

持株会社の設立の登記をすべき日(以下「持株会社の成立の日」という。)は、2024年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条 (本計画承認株主総会)

当社は、2024年6月20日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第7条 (株式上場)

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所のスタンダード市場への上場を予定する。

第8条 (株主名簿管理人)

持株会社の設立時における株主名簿管理人は、株式会社アイ・アールジャパンとする。

第9条 (事情変更)

本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当会社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が

困難となった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、(i)当社の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)持株会社の普通株式の東京証券取引所のスタンダード市場への上場について東京証券取引所の承認が得られなかった場合、又は(iii)前条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第11条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

2024年5月14日

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地烏丸中央ビル

フューチャーベンチャーキャピタル
株式会社

代表取締役 澤田 大輔

別紙

AI フュージョンキャピタルグループ株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、AI フュージョンキャピタルグループ株式会社と称し、英文では、AI FUSION CAPITAL GROUP CORP. と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理し、その経営の支援・指導を行うことを目的とする。

1. ベンチャー企業に対する投資
2. 有価証券の取得及び保有
3. 投資事業組合財産の管理及び運用
4. 会社の合併及び技術・販売・製造・企画等の業務提携の仲介
5. 経営コンサルタント業
6. 投資助言・代理業
7. 金融業
8. 生命保険の募集及び損害保険代理業
9. セミナー、講演会の企画、運営及び講師派遣
10. 企業の人事、総務、経理事務の受託及びこれらのコンサルタント業務
11. 不動産賃貸業
12. 広告業及び広告代理業
13. 前各号に附帯又は関連する一切の事業及び投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置くものとする。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,800万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役がこれを定める。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の監査等委員である取締役を除く取締役は、8名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 監査等委員である取締役を除く取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもつてこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第27条 取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

2. 第26条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

(会計監査人の任期)

- 第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第36条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

- 第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか基準日を定めて剰余金を配当することができる。

(中間配当)

- 第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2. 未払配当財産には利息をつけない。

附則

(最初の事業年度)

- 第1条 第37条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2025年3月31日までとする。

(設立時代表取締役)

- 第2条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。
設立時代表取締役 澤田 大輔

(最初の取締役の報酬等)

- 第3条 第30条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は、年額144百万円以内（うち社外取締役分は年額24百万円以内）とする。

2. 第 30 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会
終結の時までの期間の当会社の監査等委員である取締役の報酬等の総額は、
年額 24 百万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除
するものとする。

以上